



記者発表資料

平成30年9月5日
教育委員会事務局
教育総務部教育職員課
電話 245-5930
内線 8121

教職員の懲戒処分について

市立中学校講師による個人情報を含むUSBメモリの紛失について、当該講師及び管理監督者である校長の2名に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(1) 当事者

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 中学校	講師	27歳	男	減給1/10 1月

(2) 管理監督者

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 中学校	校長	57歳	男	戒告

2 処分年月日

平成30年9月5日（水）

3 事案概要

当事者である講師は、平成30年8月3日（金）、担当する学級の生徒名簿等を保存したUSBメモリをリュックに入れて退勤し、同僚と飲食店に立ち寄り、帰宅途中にUSBメモリの入ったリュックを紛失した。個人情報をUSBメモリに保存し、校長の承認を得ずに校外へ持ち出す行為は、教育委員会が定める「学校で保有する情報資産の取扱いに関する実施手順」に違反するものである。

また、管理監督者である校長は、当該講師に対し、情報資産の取扱い方法について十分な指導を行わず、かつ個人用パソコン及びUSBメモリ等に個人情報が保存されていないかを定期的に確認することを怠った。

このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号に規定するものと認め、処分するものである。